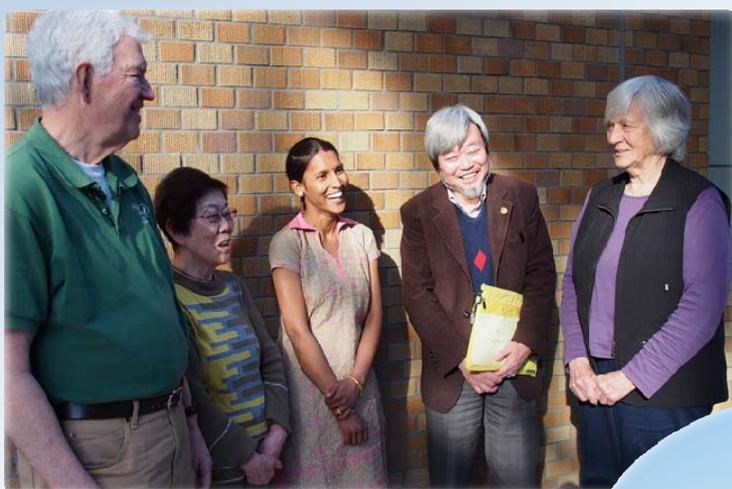


「やさしい日本語」例文集



2017年4月

横浜市 国際局政策総務課

市民局広報課



例文集について

この例文集は、「やさしい日本語」で伝える」で解説しているポイントを使った例文を示しています。例文集を使うことで「やさしい日本語」の理解がより深くなると思います。

本書は、最初に原文を示しています。

次に書き換える前と書き換え前の例文を示しています。「やさしい日本語」でどのように文章の印象が変わるかを確認することができます。

最後に、例文での書き換えポイントを事例という形で一つ一つ解説していきます。

ぜひ、「やさしい日本語」で伝える」と併せて本書をご活用ください。

※ **例文の「印鑑登録について」は架空の内容です。記載してある内容は本市の印鑑登録制度とは一切関係ありませんので、注意してください。**



目次

例文集について	2
例文	4
印鑑登録申請について 書き換え前	4
印鑑登録申請について 書き換え後	6
○ 登録できる印鑑	6
× 登録できない印鑑	7
証明書の発行（申請）の方法	7
発行にかかる手数料	7
電話予約サービス	7
こんなときは区役所に聞いてください	7
ポイント解説	8
事例 1 階層を分かりやすく/付番・箇条書き/読み手が必要な情報	8
事例 2 例は3つまで/名詞句は文に/『固有名詞』/関連情報は近くに	9
事例 3 要点を整理/一文＝一義/二重否定	10
事例 4 主語は読み手目線で/法律文は削除	10
事例 5 主語は書く/リンクの設定	11
事例 6 「問い合わせる、相談する、確認する」は「聞く」/話し言葉調で	11
事例 7 重複は避ける/イラストで示す/外国人が必要な情報	12
事例 8 メリット・デメリットを/文化の違いを意識する	13
事例 9 大切な情報は目立つ工夫を	13
事例 10 カタカナ英語は使わない	14
事例 11 読み手を限定する	14
事例 12 詳細は省略/注釈を使いこなす	15
事例 13 マスコミ向け、市民向けは区別する	15

例文

印鑑登録申請について書き換え前

<区役所での取扱時間>

月曜日～金曜日 午前8：45～午後5：00 第2・第4土曜日 午前9：00～午前12：00

<申請の際の注意事項>

他都市や他機関に問合せが必要な場合につきましては、一部お取り扱いできないことがあります。

(問合せ先によって対応可能な時間帯が異なります。) また、上記以外の土曜日、日曜日、祝日、振替休日などはお休みです。

届出先・お問合せ：区役所登録担当

■ 印鑑登録できない方

次の全てに当てはまる人でない人①15歳以上②横浜市に住民登録している③成年被後見人でない

登録方法

印鑑登録の申請書の様式はこちらからダウンロードできます。(PDF:115KB)

印鑑は、その取り扱いを誤ると大きな損失をしてしまうことになります。事故を防ぐためにも、本人が登録する印鑑を持って、お住まいの区の区役所で手続きをしてください。次のいずれかの方法で本人の確認をした上で、登録します。詳しくは区役所登録担当へお問合せください。

■ (1) 運転免許証、パスポートなどで

官公署発行で写真が貼付され、浮出プレス又は割印などがある、有効期限内の運転免許証、パスポートなどを持って、ご本人が区役所にお越しになった場合は、その場で登録できます。

■ (2) 市内で印鑑登録をしている方を保証人にして

申請書の保証人欄に、既に印鑑登録してある保証人が署名し、登録してある印鑑を押してください。この申請書と登録する印鑑を持って区役所へお越しただければ、その場で登録できます。(市外で印鑑登録をしている方も保証人になれますが、上記に加えて発行後3か月以内の印鑑証明書も必要になります。)

■ (3) 文書照会で

申請書をご提出していただいた後、ご本人あてに照会書を郵送にてお送りさせていただきます。この照会書が到着したら、申請した印鑑を押した同封の回答書と、健康保険証など本人を確認できるものと登録する印鑑を区役所へお持ちください。

※ (2) (3) の方法は代理人による申請ができますが、登録する印鑑、本人自筆の委任状、代理人の印鑑、代理人が確認できるもの(住民基本台帳カード(顔写真付)、日本国旅券(パスポート)、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、在留カード等とみなされる外国人登録証明書、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降発行のもの)、障害者手帳、官公署又は独立行政法人及び特殊法人がその職員に対して発行した顔写真付の身分証明書(生年月日または住所が記載されたもの)、健康保険証、

国民健康保険証、後期高齢者医療証、介護保険証、共済組合員証、船員保険証、年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金証書、厚生年金証書、船員保険年金証書、共済年金証書、恩給証書、学生証（生年月日が記載され、写真つきのもの）、会社の身分証明書（生年月日が記載され、写真つきのもの）、生活保護受給者証 等）などがそれぞれ必要です。（※委任状見本）

(PDF:16.7KB)

※ ただし（２）の方法では、代理人が保証人を兼ねることはできません。

■ 登録できる印鑑は

1 辺 8mm 以上、25mm 以下の正方形の中に、印影が収まる印鑑

■ 登録できない印鑑は

職業、資格など氏名以外を表しているもの	ゴム印ほか、印鑑の印影の変わりやすいもの
印影が、一辺の長さ 8mm の正方形に収まるもの	印影が、一辺の長さ 25mm の正方形に収まらないもの
印影が欠けたり、すり減って印影のでないもの	住所や屋号が入ったもの
その他、登録を受けようとする印鑑として市長が適当でないと認めたもの	

※こうした印鑑は本市では登録できませんのでご注意ください。

※実際にご使用が可能かどうかは、ご購入いただいた店舗でご確認ください。

■ 印鑑登録証明書をとるには

印鑑登録証明書の申請書はこちらからダウンロードできます。（PDF：115KB）

印鑑登録をすると、印鑑登録条例の第 7 条に基づき、「区長は、第 6 条の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑登録証に登録番号を付して、当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人に交付する。」とあるため、これに基づいて印鑑登録証（カード）が発行します。

区役所登録担当窓口・行政サービスコーナー窓口に、このカードをお持ちください。

申請書にご本人の「住所・氏名・生年月日」を記載し、印鑑登録証明書を請求してください。（郵送で請求することはできません。）

■ 法人の印鑑登録証明書

法人の印鑑登録に関する手続きは地方法務局でおこなってください。

■ 電話予約サービス

平日に電話で予約をすれば、印鑑登録証明書などを土・日曜日、祝日等や休日に指定窓口で受け取ることができるサービスです。サービスをご利用になりたい方は一度ご相談ください。

■ 広域証明発行

ヨコハマ市は他都市と連携して、広域証明発行サービスを行っています。

■ こんなときは

○登録した印鑑や登録証（カード）をなくしたときはすみやかに区役所登録担当に亡失届を提出してください。また、印鑑登録証を汚損または、き損したときは区役所登録担当に引替交付申請を行ってください。さらに、印鑑登録を廃止したいときは区役所登録担当に廃止申請を行ってください。なお、市内で引っ越しをしたときは印鑑登録証（カード）はそのまま使えます。

印鑑登録証引替交付申請書・印鑑登録証亡失等届出書・印鑑登録廃止申請書・登録印鑑亡失届出書はこちらからダウンロードできます。（PDF：100KB）

印鑑登録申請について書き換え後

印鑑登録とは何ですか？

区役所で印鑑の登録申請をすると登録した印鑑があなたのものであることを証明することです。日本ではサインの代わりに印鑑を押すことがあります。

印鑑は大切なものです。分からないことがあったら区役所の人に聞いてください。

登録の方法

登録できる人

①～③の全てに当てはまる人 ① 15歳以上である②横浜市に住民登録している③成年被後見人でない

登録するところ

住んでいる区の区役所「登録担当」

登録できる時間

月曜～金曜 8:45～17:00 第2・4土曜 9:00～12:00

登録（申請）の時に持ってくるもの（あなたが登録（申請）するとき）

① 登録する印鑑（登録できる印鑑は下の図を見てください。）

② 次のどれかを持ってきてください。

在留カード / 運転免許証 / 住民基本台帳カード（住基カード）

※ どれも持っていない人は 区役所の人に聞いてください。

※ あなたが登録（申請）をできないとき、あなたではない人（代理人）が申請をすることができます。

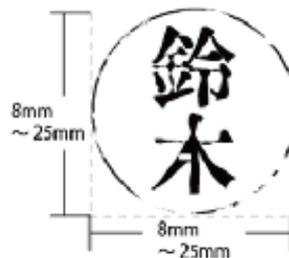
代理人は次のものを持ってきてください。

① 登録する印鑑 ② あなたが書いた『委任状』(PDF:16.7KB) ③ 代理人の印鑑

○ 登録できる印鑑

8mm～25mm の正方形に入る大きさ

登録できる印鑑の例⇒

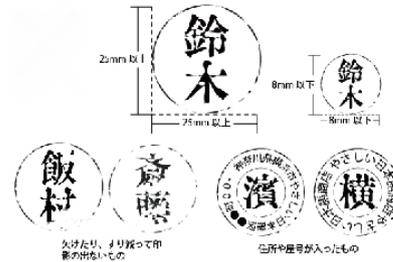


× 登録できない印鑑

登録できない印鑑は他にもあります。

区役所の人に聞いてください。

登録できない印鑑の例⇒



『印鑑登録証明書』

『印鑑登録証明書』は、家や車を買うときなどに必要な書類です。

証明書の発行（申請）の方法

申請できる人

印鑑登録をしている人（代理人でも可能）

申請するところ

住んでいる区の区役所「登録担当」、行政サービスコーナー

申請の時に持ってくるもの

申請書（区役所にあります）(PDF:115KB)、印鑑登録証（カード）

※ 印鑑登録が終わると、印鑑登録証（カード）は区役所からもらうことができます。

発行にかかる手数料

300円（1通）

電話予約サービス

平日に電話で予約をすると『印鑑登録証明書』などを土・日曜日、祝日等や休日に指定窓口で受け取ることができます。利用したい人は一度区役所に聞いてください。

こんなときは区役所に聞いてください

登録した印鑑や登録証（カード）をなくしたとき、印鑑登録証を汚損やき損したとき、印鑑登録を廃止したいとき

※ 市内で引っ越しをしたときは印鑑登録証（カード）をそのまま使えます。

ポイント解説

事例 1 文書の流れを明確に/付番・箇条書き/読み手が必要な情報

原文

■ 印鑑登録できない方

次の全てに当てはまる人でない人 ① 15歳以上 ② 横浜市に住民登録している ③ 成年被後見人でない

登録方法

印鑑登録の申請書の様式はここからダウンロードできます。(PDF: 115KB)

■ (1) 運転免許証、パスポートなどで

官公署発行で写真が貼付され、浮出プレス又は割印などがある、有効期限内の運転免許証、パスポートなどを持って、ご本人が区役所にお越しになった場合は、その場で登録できます。

■ (2) 市内で印鑑登録をしている方を保証人にして

申請書の保証人欄に、…(中略)…印鑑証明書も必要になります。)

■ (3) 文書照会で

申請書をご提出…(中略)…を区役所へお持ちください。

書き換え例

◆ 登録の方法

- 登録できる人 ①～③の全てに当てはまる人 ① 15歳以上である ② 横浜市に住民登録している ③ 成年被後見人でない
- 登録するところ 住んでいる区の区役所「登録担当」
 <取扱時間> 月曜日～金曜日 8:45～17:00 第2・第4土曜日 9:00～12:00
- 登録(申請)の時に持ってくるもの(あなたが登録(申請)するとき)
 - ① 登録する印鑑(登録できる印鑑は下の図を見てください。)
 - ② 次のどれかを持ってきてください ⇒ 在留カード、運転免許証、住民基本台帳カード(住基カード)

解説

- 原文中で、「印鑑登録できない方」と「(1)運転免許証…」は、「■」で階層付けがされ、同列のように扱われてます。内容的に「登録方法」と同じ階層であるため、複雑な印象を読者に与えています。階層構造を樹形図等で整理し、分かりやすくします。[12]
- 原文の「(1)運転免許証…」の本文は2つ以上の意味を含む一文です。読み手が迷子になります。付番や箇条書きが必要です。[6]
- 書き換え例では、本人確認書類の例を「在留カード」を一つ目にする事で、外国人市民に配慮しています。[23]

事例 2 例は3つまで/名詞句は文に『固有名詞』/関連情報は近くに

原文

※ (2) (3) の方法は代理人による申請ができますが、登録する印鑑、本人自筆の委任状、代理人の印鑑、代理人が確認できるもの（住民基本台帳カード（顔写真付）、日本国旅券（パスポート）、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、在留カード等とみなされる外国人登録証明書、運転経歴証明書（平成 24 年 4 月 1 日以降発行のもの）、障害者手帳、官公署又は独立行政法人及び特殊法人がその職員に対して発行した顔写真付の身分証明書（生年月日または住所が記載されたもの）、健康保険証、国民健康保険証、後期高齢者医療証、介護保険証、共済組合員証、船員保険証、年金手帳、基礎年金番号通知書、国民年金証書、厚生年金証書、船員保険年金証書、共済年金証書、恩給証書、学生証（生年月日が記載され、写真つきのもの）、会社の身分証明書（生年月日が記載され、写真つきのもの）、生活保護受給者証 等）などがそれぞれ必要です。（※委任状見本）(PDF:16.7KB)

書き換え例

※ あなたが登録の申請をできないとき、あなたではない人（代理人）が申請をすることができます。登録（申請）のときに次のものをもってきてください。

- ① 登録する印鑑
- ② あなたが書いた『委任状』（PDF:16.7KB）
- ③ 代理人の印鑑
- ④ 代理人を確認することができる証明証（健康保険証など）

解説

- 原文は、確認書類の例が多すぎます。文章が長くなるので、頻度が高いもの 3 個までに限定しましょう。
書き換え例では、健康保険証のみを例示しています。[11]
- 「本人自筆の委任状」は「あなたが書いた委任状」のように文で表現したほうが伝わりやすいです。[8]
- 委任状は固有名詞なので、『 』でくります。[24]
- 原文は、委任状の書類名とダウンロードリンクが離れています。関連情報は、書き換え例のように一つにまとめてあります。[15]

事例 3 複雑な表現は要点を整理/一文 = 一義/難しい文法は使わない

原文

■ 印鑑登録できない方

次の全てに当てはまる人でない人① 15 歳以上②横浜市に住民登録している③成年被後見人でない

書き換え例

◆ 登録の方法

- 登録できる人 ①～③の全てに当てはまる人 ① 15 歳以上である②横浜市に住民登録している③成年被後見人でない

解説

- 原文は、表現が複雑です。要点は「」の 3 つです。住民登録している」「15 歳以上」「成年被後見人ではない」
要点を整理し、書き換え例のようにわかりやすく書き直します。[7]
- 2 つ以上の意味を含む一文は外国人にとって読みにくいです。「一文 = 一つの意味」とし、また文章はなるべく短くします。[10]
- 「印鑑登録できない方」の本文中にあることで「成年被後見人ではない」は二重否定になります。
二重否定は初級日本語学習者が学んでいない文法です。使わないようにしましょう。[22]

事例 4 読み手目線で主語を統一/優先順位の低い説明は削除

原文

印鑑登録をすると、印鑑登録条例の第 7 条に基づき、「区長は、第 6 条の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑登録証に登録番号を付して、当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人に交付する。」とあるため、これに基づいて印鑑登録証（カード）を発行します。

書き換え例

※ 印鑑登録が終わると、印鑑登録証（カード）は区役所からもらうことができます。

解説

- 原文の「印鑑登録をすると、…（中略）…印鑑登録証（カード）を発行します。」は、前半と後半で主語が異なります（「印鑑登録をする」のは読み手であり、「発行する」のは市役所です）。読み手目線で主語を統一します。[19]
- 原文は、法律文がそのまま引用されているため、非常に読みづらいです。法律文は、分かりやすく書き換えるか、削除します。読み手に内容が伝わるので、書き換え例では削除しています。[4]

事例 5 主語は書く/リンクの設定

原文

[区役所登録担当窓口](#)・[行政サービスコーナー](#)窓口に、このカードをお持ちください。

書き換え例

- 申請できる人 印鑑登録をしている人（代理人でも可能）
- 申請するところ 住んでいる区の[区役所](#)「登録担当」、[行政サービスコーナー](#)

解説

- 主語がない文は外国人の人には読みづらいです。読みにくならないように「あなた」以外の主語は書いてください [18]
- リンクを設定する時はリンク先のページで漢字にルビが振ってある必要があります。漢字にルビが振っていない場合は、伝えるべきところを抜き出し、「やさしい日本語」で書きなおします。[25]

事例 6 「類義語」は平易な一語に統一/話し言葉調で

原文

詳しくは区役所登録担当へお問合せください。

※実際にご使用が可能かどうかは、ご購入いただいた店舗でご確認ください。

サービスをご利用になりたい方は一度ご相談ください。

書き換え例

- ※ どれも持っていない人は区役所の人に聞いてください。
 - ※ 実際に使えるかどうか、印鑑を買ったところで聞いてください。
- 利用したい人は一度区役所に聞いてください。

解説

- 「問い合わせる、相談する、確認する」は、初級日本語学習者には難しいです（旧日本語能力試験で「問い合わせる」は1級、「相談する」は3級、「確認する」は2級）。これらの語彙は「聞く」と言い換えても意図は伝わるため、すべて「聞く」で統一します。[20]
- 原文の注釈は表現が丁寧すぎるため固い印象を受けます。丁寧すぎる表現は必要ないので、話し言葉調で伝えてください。[16]

事例 7 重複は避ける/イラストや表を活用する/文化の違いを意識する

原文

■ 登録できない印鑑は

職業、資格など氏名以外を表しているもの

ゴム印ほか、印鑑の印影の変わりやすいもの

印影が、一辺の長さ 8mm の正方形に収まるもの

印影が、一辺の長さ 25mm の正方形に収まらないもの

印影が不鮮明に写るもの、印影の文字が判読できないもの（印影が 3 分の 1 以上欠けているもの）

すでに他の人が登録しているもの

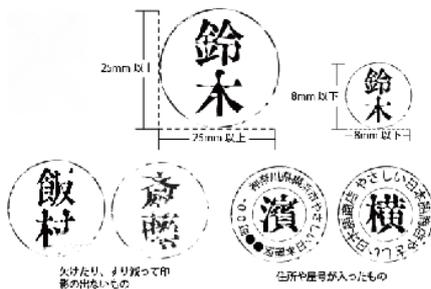
その他、登録を受けようとする印鑑として市長が適当でないと認めたもの

※こうした印鑑は本市では登録できませんのでご注意ください。

書き換え例

◇ 登録できない印鑑（例）

登録できない印鑑は他にもあります。区役所の人に聞いてください。



解説

- 原文の「登録できない印鑑は」と「こうした印鑑は本市では登録できませんのでご注意ください。」は重複しています。同じ内容を読むことは、読み手の負担になるのでどちらかを削除します。書き換え例では注釈を削除しています。[17]
- 登録できない印鑑について文字で説明していますが、文字が読めない人でも理解できるように書き換え例で、登録できない印鑑の例をイラストで紹介しています。[14]
- 紹介している例は登録できない印鑑として実際に登録できてしまうことが多いと思われるものに限定しています。[24]

事例 8 メリット・デメリットを伝える/文化の違いを意識する

原文

印鑑は、その取り扱いを誤ると大きな損失をしてしまうことになります。事故を防ぐためにも、本人が登録する印鑑を持って、お住まいの区の区役所で手続きをしてください。次のいずれかの方法で本人の確認をした上で、登録します。

書き換え例

日本では書類にサインの代わりに印鑑を押すことがあります。印鑑は大切なものです。

区役所で印鑑の登録申請をすると登録した印鑑があなたのものであることを証明することができます。

解説

- 原文は、制度の説明がないため、読み手に制度のメリット・デメリットが伝わりません。制度のメリット・デメリットはきちんと伝えてください。[9]
- 印鑑登録のように外国であまりなじみのない制度は、それが何なのかを説明する必要があります。[24]

事例 9 大切な情報は目立つ工夫を

原文

- 印鑑登録証明書をとるには

印鑑登録証明書の申請書はこちらからダウンロードできます。(PDF: 115KB)

印鑑登録をすると、印鑑登録条例の第7条に基づき、「区長は、第6条の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑登録証に登録番号を付して、当該印鑑の登録を受けた者又はその代理人に交付する。」とあるため、これに基づいて印鑑登録証(カード)が発行します。

区役所登録担当窓口・行政サービスコーナー窓口に、このカードをお持ちください。

申請書にご本人の「住所・氏名・生年月日」を記載し、印鑑登録証明書を請求してください。(郵送で請求することはできません。)

書き換え例

- 『印鑑登録証明書』

『印鑑登録証明書』は、家や車を買うときなどに必要な書類です。

- ◆ 証明書の発行(申請)の方法

- 申請できる人 印鑑登録をしている人(代理人でも可能)
- 申請するところ 住んでいる区の区役所「登録担当」、行政サービスコーナー
- 申請の時に持ってくるもの
申請書(区役所にあります)(PDF:115KB)、印鑑登録証(カード)

解説

- 原文は、「申請できる人」「申請するところ」「申請の時に持ってくるもの」という情報が散らばっているため、読者が必要な情報を読み取りにくい文章です。書き換え例ではこれらの情報を集約して枠で囲い、目立つように示しています。[5]

事例 10 カタカナ英語は使わない

原文

■ 電話予約サービス

平日に電話で予約をすれば、印鑑登録証明書などを土・日曜日、祝日等や休日に指定窓口で受け取ることができるサービスです。サービスをご利用になりたい方は一度ご相談ください。

書き換え例

◆ 電話予約サービス

平日に電話で予約をすると『印鑑登録証明書』などを土・日曜日、祝日等や休日に指定窓口で受け取ることができます。利用したい人は一度区役所に聞いてください。

解説

- 「サービス」というカタカナ語と英語の"Service"では意味が違う場合があります。外国人向けでも「サービス」のようなカタカナ英語は誤解を招きます。書き換え例では「サービス」という言葉を削除しても意味が通じる場合は削除しています。[21]

事例 11 メッセージを伝える相手を特定する

原文

■ 法人の印鑑登録証明書

法人の印鑑登録に関する手続は地方法務局で行ってください。

書き換え例

(削除)

解説

- 原文は法人手続の内容であり、「市民」が印鑑登録する手続の内容とは関係ありません。書き換え例のように、対象とは異なる内容は削除するのがいいでしょう。[2]

事例 12 伝えるメッセージを絞る/注釈を使いこなす

原文

■こんなときは

○登録した印鑑や登録証（カード）をなくしたときはすみやかに区役所登録担当に亡失届を提出してください。また、印鑑登録証を汚損または、き損したときは区役所登録担当に引替交付申請を行ってください。さらに、印鑑登録を廃止したいときは区役所登録担当に廃止申請を行ってください。なお、市内で引っ越しをしたときは印鑑登録証（カード）はそのまま使えます。

印鑑登録証引替交付申請書・印鑑登録証亡失等届出書・印鑑登録廃止申請書・登録印鑑亡失届出書はこちらからダウンロードできます。（PDF：100KB）

書き換え例

■ こんなときは区役所に来てください。

登録した印鑑や登録証（カード）をなくしたとき、印鑑登録証を汚損やき損したとき、印鑑登録を廃止したいとき

※ 市内で引っ越しをしたとき、印鑑登録証（カード）はそのまま使えます。

解説

- ここで伝えたいメッセージは「こんなことがあったら、区役所で手続きをしてください。」という「要因と行動」です。「区役所登録担当に亡失届を提出してください。」などの情報は区役所に来たあとの詳しい行動内容です。ここであえて書かずに、左の書き換え例では削除しています。各申請書のダウンロードも区役所で入手できるものなので書かなくても問題ありません。[1]
- 「なお、市内で…使えます。」の一文は読者がなにか行動をする必要があるわけではなく、一番伝えたいメッセージではないので、注釈で示しています。[13]

事例 13 伝えるメッセージを絞る(マスコミ向け、市民向けは区別する)

原文

■ 広域証明発行

ヨコハマ市は他都市と連携して、広域証明発行サービスを行っています。

書き換え例

(削除)

解説

- 市役所が「広域証明発行サービスをやっています。」というPR文です。「私たちが〇〇をやっていることを伝えたい」という趣旨はマスコミなどに伝えるべきことであり、市民に伝えることはありません。または「広域証明発行サービスによって、隣接する市の市民の方でも証明発行ができるようになりました。」というように読者目線の情報を伝えるべきです。[1]

